

第2期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画  
(案)

令和2年3月

瑞 穂 市



## 目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画策定体制と経過.....	4
4 計画期間.....	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題.....	5
1 人口の推移.....	5
2 婚姻状況.....	8
3 世帯、人口動態の状況.....	9
4 女性の就労の状況.....	11
5 育児休業について.....	12
6 学校、幼稚園、保育所の状況.....	13
7 アンケートから見られる現状.....	14
8 「瑞穂市子ども・子育て支援事業計画」の評価.....	21
9 瑞穂市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題.....	24
第3章 計画の基本的な考え方.....	26
1 基本理念.....	26
2 基本目標.....	27
3 施策の体系.....	28
第4章 施策の展開.....	29
1 一人一人の子どもの心豊かな成長を育む環境づくり.....	29
2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり.....	31
3 子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり.....	33
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量の見込みと確保方策.....	35
1 教育・保育提供区域の設定.....	35
2 量の見込みの考え方.....	36
3 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	37
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	38
5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保.....	51
第6章 計画の推進体制.....	52
1 施策の実施状況の点検.....	52
2 国・県等との連携.....	52
資料編.....	53
1 瑞穂市附属機関設置条例.....	53
2 第2期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画 策定経過.....	57
3 瑞穂市次世代育成支援対策協議会 委員名簿.....	58
4 用語解説（50音順）.....	59



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と目的

全国的に人口減少、少子高齢化が進行しており、今後は、より一層進行していくと予測されます。

少子化の原因としては、未婚化や晩婚化、晩産化の進行、夫婦の出生力の低下、核家族化の進展、仕事と子育ての両立の難しさなど、さまざまな要因や影響が複雑に絡み合っていることによるものと考えられます。

このような状況の中で、国では次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。さらには、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などを盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」が施行されることとなりました。

本市では、こうした「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目指して、平成27年3月に「瑞穂市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援に対する取組みを行ってきました。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下、解消されない待機児童などが課題となっており、国においては待機児童の解消に向け「子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」に基づき保育等の受け皿の確保が進められています。また、子どもの発達に関する支援対策や児童虐待防止対策など、少子化や核家族化が進展する中、子どもの健全育成への取組みを積極的に進める必要があります。さらには令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化など、子育て支援施策の充実に向けた取組みが実施されているところです。

そのため、こうした社会状況の変化を踏まえ、本市の現状と課題を整理し、これまで進めてきた子ども・子育て支援施策を継承しながら、さらに発展させ、より良いものとしていくために「第2期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

---

### (1) 法的な位置づけ .....

この計画は、瑞穂市第2次総合計画に掲げられている「誰もが未来を描けるまち 瑞穂～選ばれるまちをめざして～」の実現を目指し、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、市町村行動計画として位置づけます。この計画により、国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本市の独自性を踏まえながら、本市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら選択と集中的、計画的に取り組みを推進します。

### (2) 計画の対象 .....

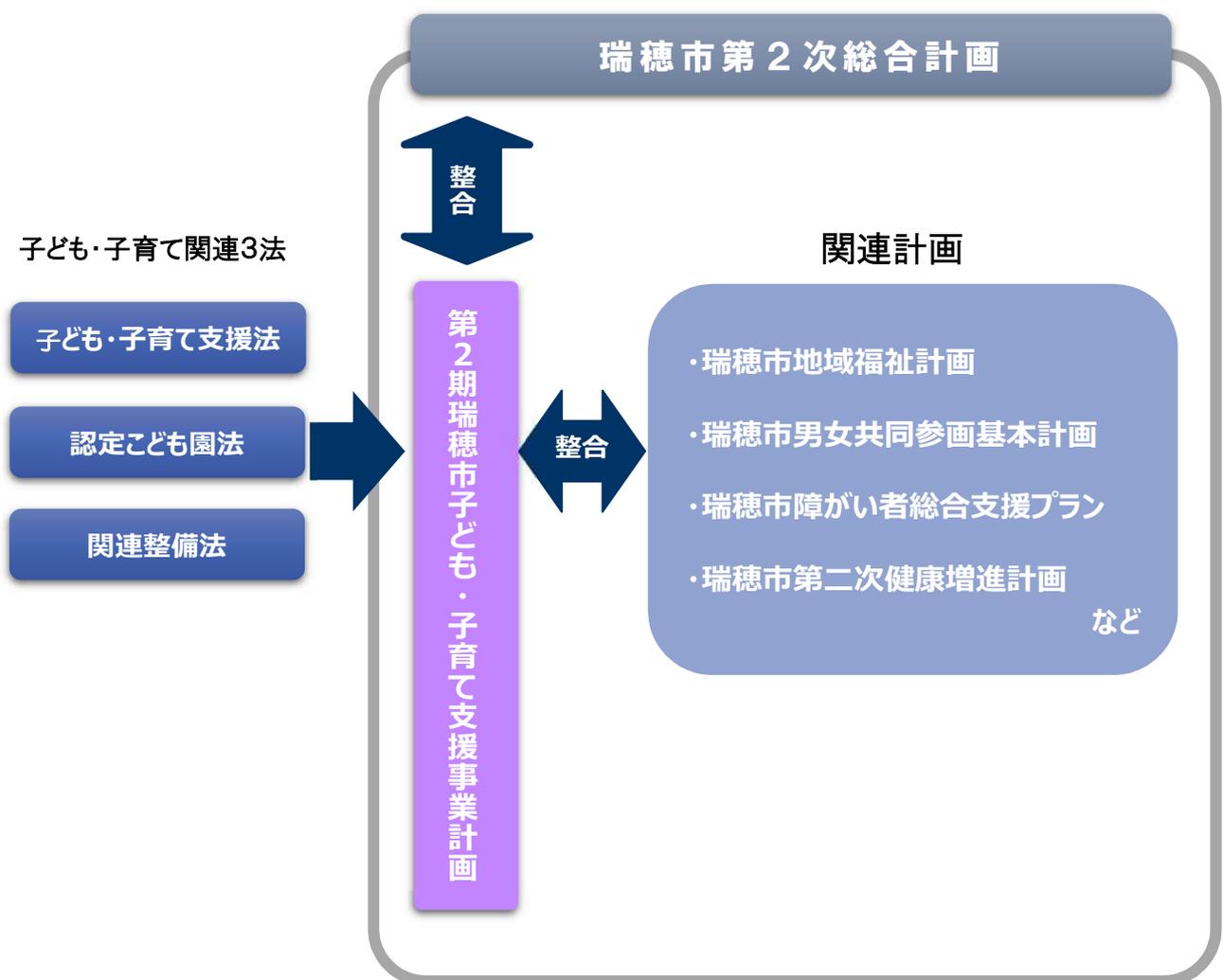
この計画の対象は、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てに関わる個人や団体が対象となりますが、学童期までの子どもや子育て家庭等を主たる対象とします。また、子ども・子育て支援法及び基本指針が定めるところの、就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を対象とします。

(3) 次世代育成支援行動計画及び関連計画との関係 .....

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、「次世代育成支援対策推進法に基づき作成する地域行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと」とされています。しかし、子ども・子育て支援事業計画策定年度は、次世代育成支援行動計画の計画期間中であるため、子ども・子育て支援事業計画と関連のある国が指定した特定事業について、現状と課題を整理し、子ども・子育て支援事業計画に反映することとします。

また、瑞穂市第2次総合計画をはじめ、瑞穂市地域福祉計画、瑞穂市男女共同参画基本計画、瑞穂市障がい者総合支援プラン、瑞穂市第二次健康増進計画などの関連諸計画との整合を図りながら、子ども・子育て支援事業計画における施策を推進していきます。

【 計画の位置づけ 】



### 3 計画策定体制と経過

(1) アンケート調査の実施 .....

この計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童（0～5歳）の保護者 1,400 人（回収：758 人、回収率：54.1%）、小学生（1～6年生）の保護者 1,400 人（回収：671 人、回収率：47.9%）を対象として、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 「瑞穂市子ども・子育て会議」の設置

この計画へは子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する次世代育成支援対策協議会を「瑞穂市版子ども・子育て会議」として位置づけ、計画の内容について審議し、計画書に反映させてきました。

(3) パブリックコメントの実施

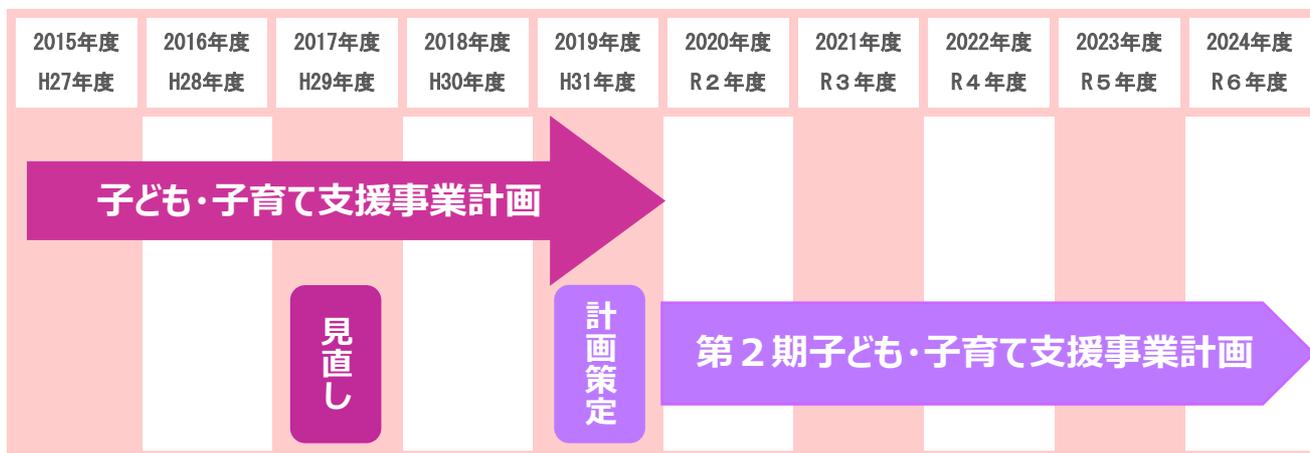
本計画の策定にあたり、その内容について広く市民の皆さんから意見をうかがうため、令和2年●月●日～●月●日までの間、パブリックコメントを実施しました。

### 4 計画期間

この計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024）年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中においても計画の見直しを行います。

【 計画期間 】



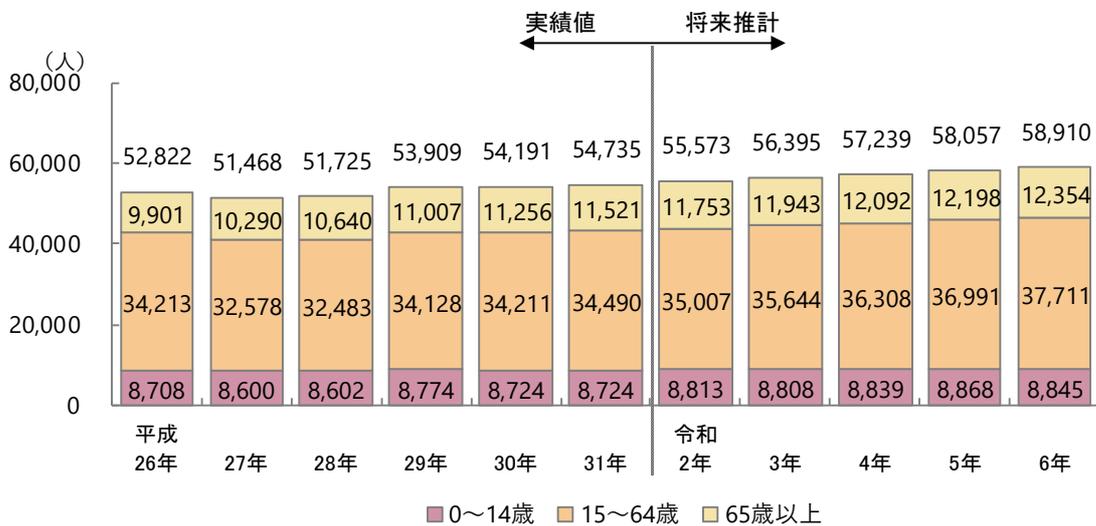
## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

### 1 人口の推移

#### (1) 年齢3区分別人口の推移

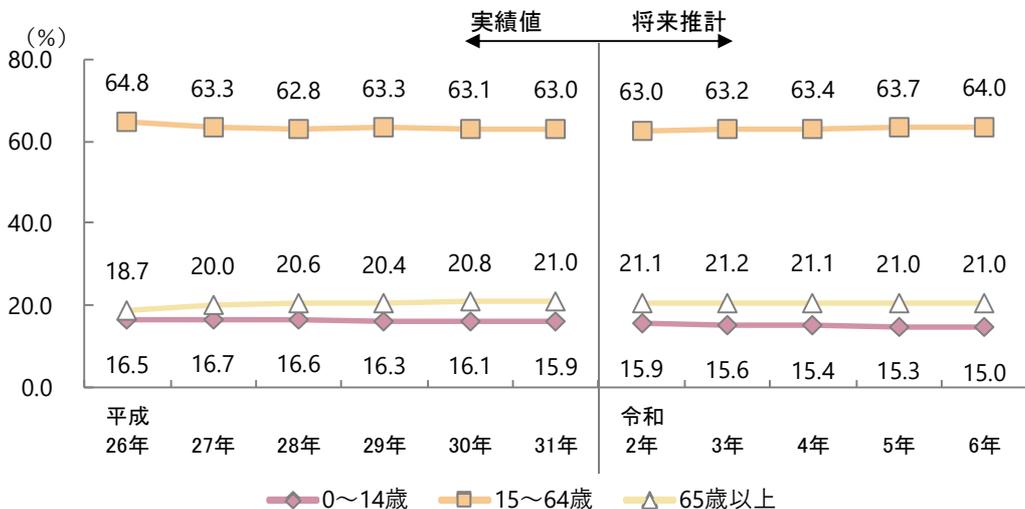
本市の人口の推移をみると、総人口は増加傾向となっており、平成31年3月31日現在で54,735人となっています。令和2年以降も増加傾向が続くものと見込まれます。なお、年齢3区分別人口の推移をみると、0～14歳は、8,835人前後で横ばいとなっていますが、年齢3区分別人口の割合の推移をみると、0～14歳の割合は減少が見込まれています。

図表1 年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在 外国人人口を加味）

図表2 年齢3区分別人口の割合の推移

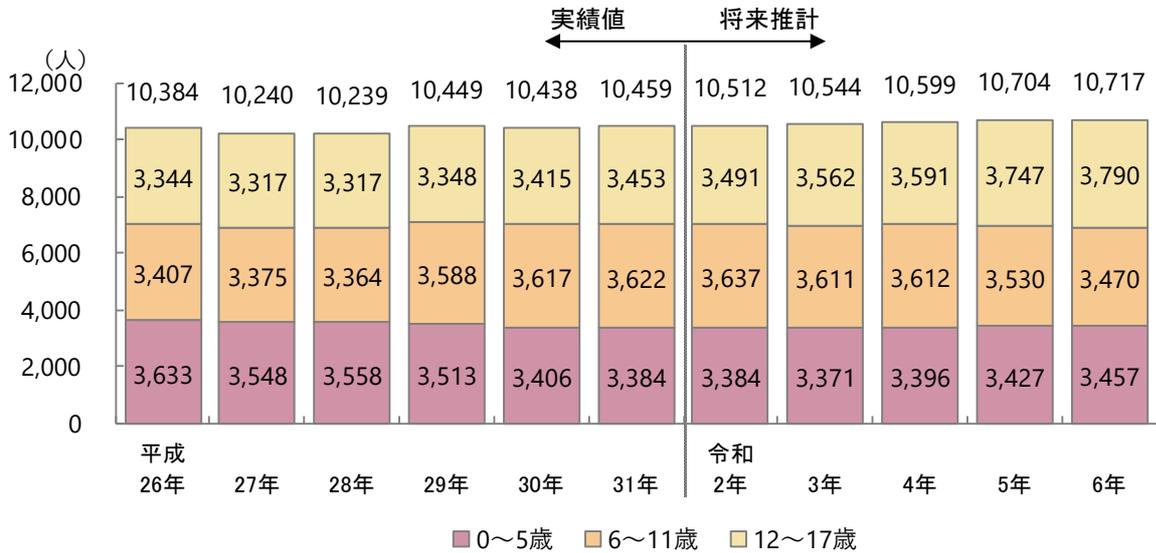


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在 外国人人口を加味）

(2) 18歳未満年齢3区分別児童人口の推移 .....

本市の18歳未満年齢3区分別児童人口の推移をみると、全体的に増加傾向となっており、平成31年3月31日現在で10,459人となっています。令和2年以降も微増傾向が続くものと見込まれます。

図表 3 18歳未満年齢3区分別児童人口

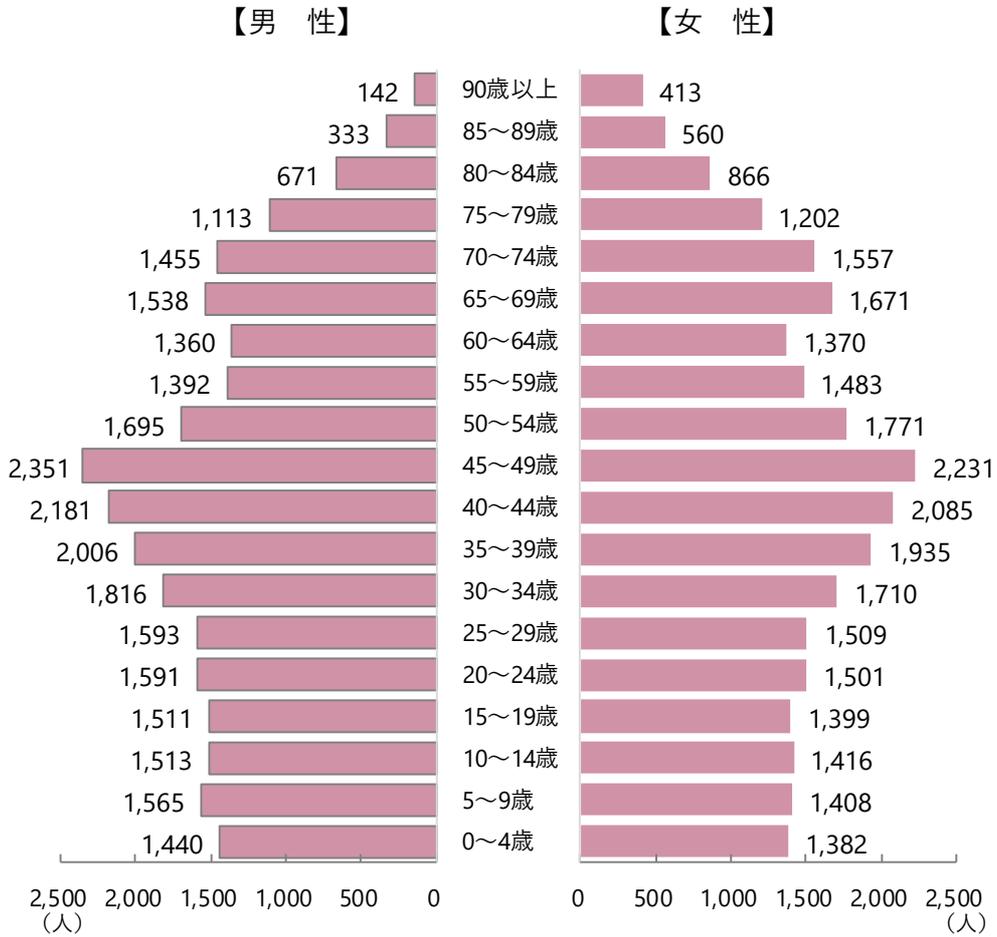


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在 外国人人口を加味）

### (3) 男女別年齢5歳区分別人口 .....

本市の男女別年齢5歳区分別人口（人口ピラミッド）をみると、男女ともに「45～49歳」が最も多くなっています。45歳以上では男性に比べ、概ね女性の方が多くなっています。

図表 4 人口ピラミッド（5歳区分別）



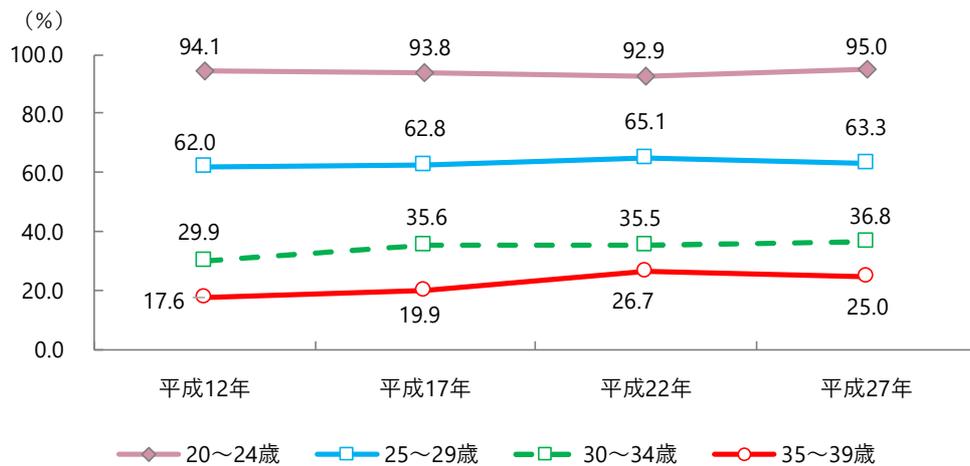
資料：住民基本台帳（平成31年3月31日現在 外国人人口を加味）

## 2 婚姻状況

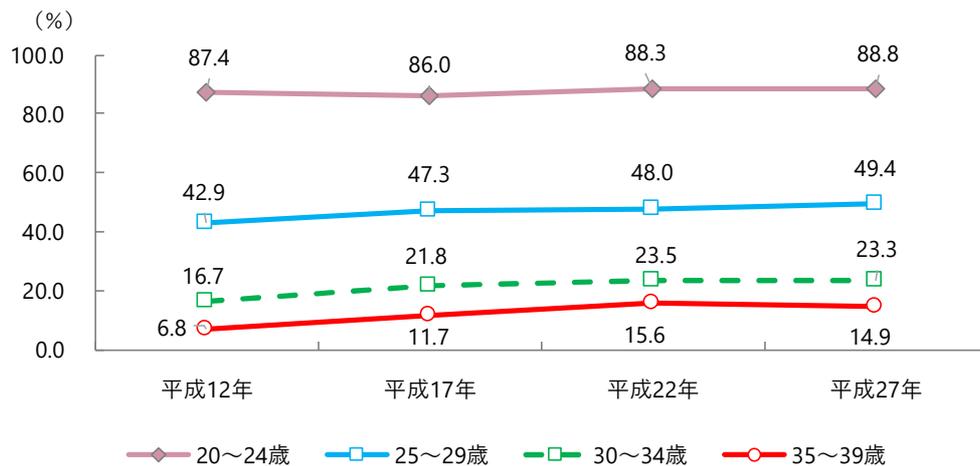
### (1) 男女別未婚率の推移

年齢5歳階級別の未婚率を男女別にみると、いずれの年齢階級でも女性より男性の方が高くなっており、特に男性の30代、女性の25～29歳、30代では平成12年から平成27年の間に未婚率は6ポイント以上上昇しています。

図表 5 男性の未婚率に推移



図表 6 女性の未婚率に推移



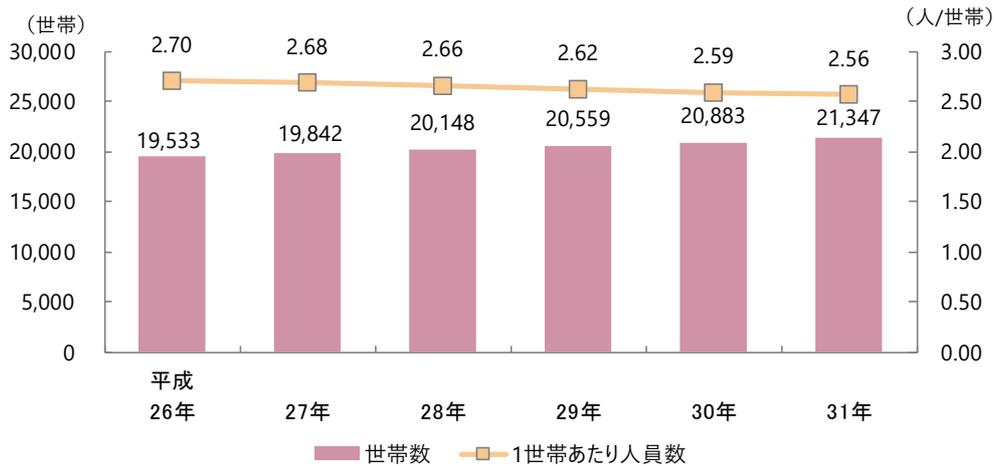
資料：国勢調査

### 3 世帯、人口動態の状況

#### (1) 世帯数、1世帯あたりの平均人員の推移

本市の世帯数をみると、増加していますが、1世帯あたり平均人員数については年々減少しており、平成26年の2.70人から平成31年には2.56人となっています。核家族や単身世帯の増加など、世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。

図表 7 世帯数の推移

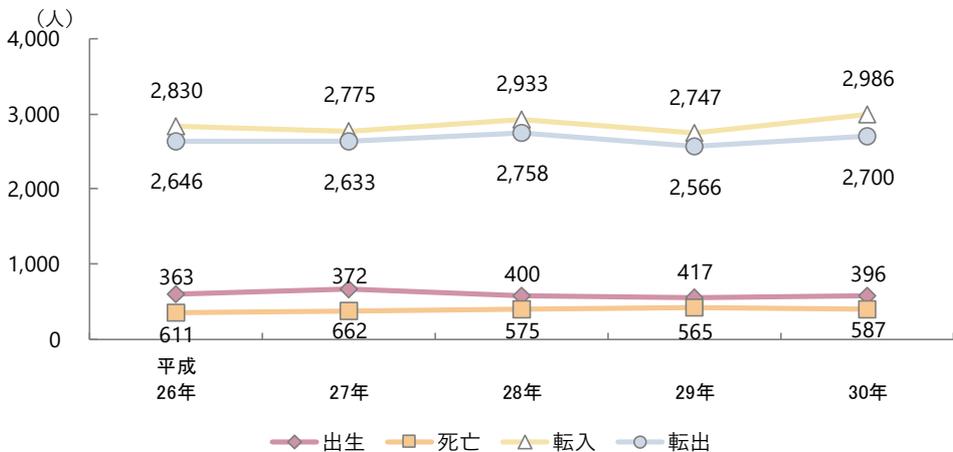


資料：住民基本台帳（各年3月末現在 外国人人口を加味）

#### (2) 人口動態

本市の人口動態をみると、出生数と死亡数は横ばいとなっています。また、転入が転出を上回り社会増となっています。

図表 8 人口動態

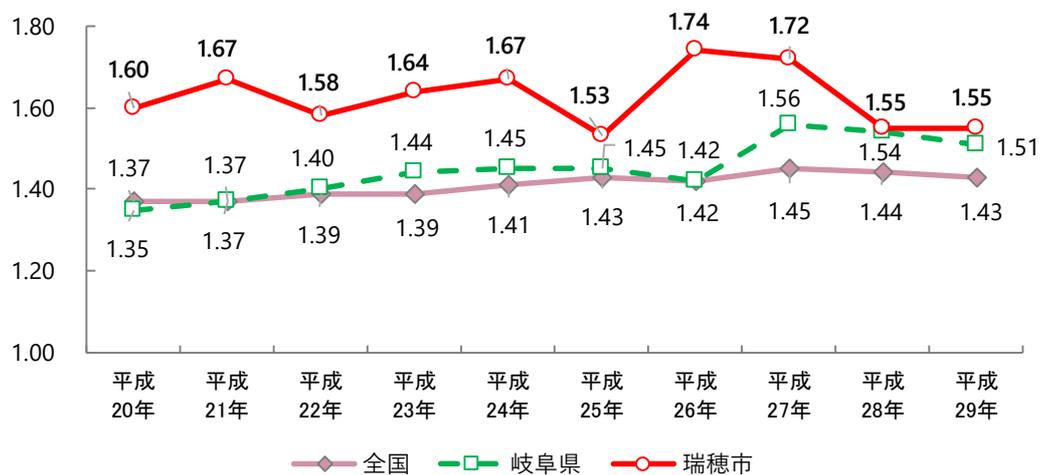


資料：岐阜県人口動態統計調査

### (3) 合計特殊出生率

合計特殊出生率の推移をみると、平成 27 年までは全国や岐阜県よりも高い水準で推移していたものの、平成 28 年以降は岐阜県と同水準程度となっています。

図表 9 合計特殊出生率の推移



資料：岐阜地域の公衆衛生

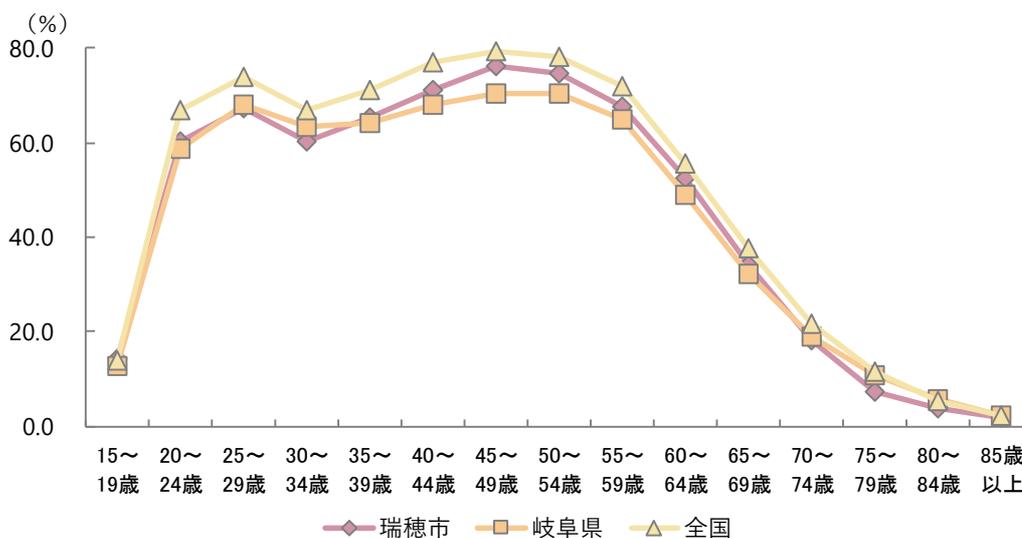
## 4 女性の就労の状況

### (1) 就業率の推移

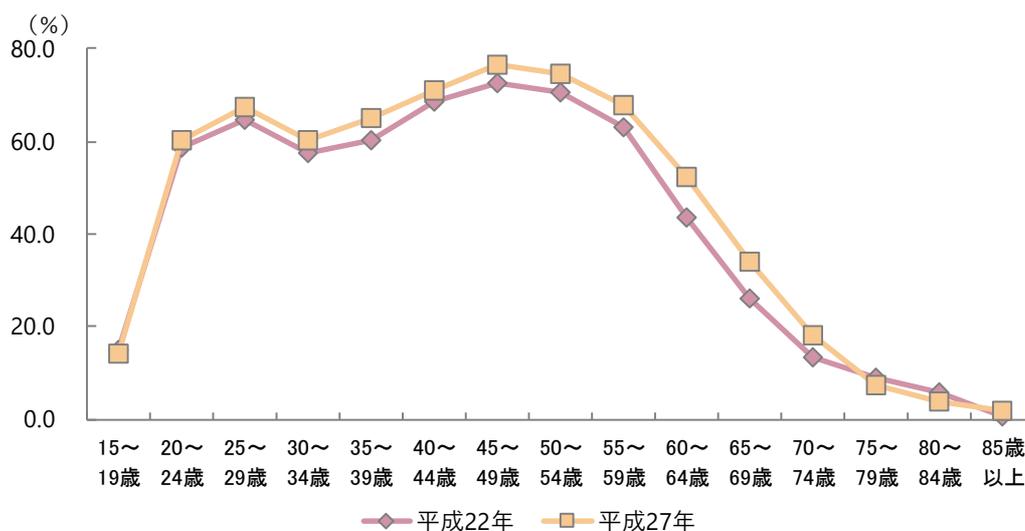
本市の女性就業率（国、県との比較）をみると、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。国、岐阜県と比べ、20代、30代で就業率が低くなっています。

また、女性就業率（5年比較）をみると、平成20年に比べ平成27年は就業率が高くなっています。

図表 10 女性就業率（国、県との比較 平成27年）



図表 11 女性就業率（5年比較）



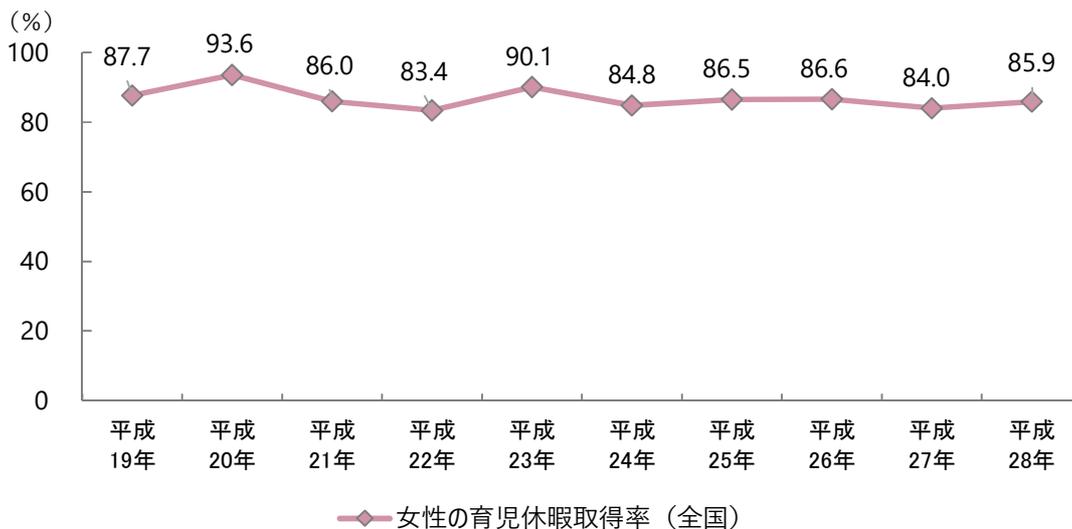
資料：国勢調査

## 5 育児休業について

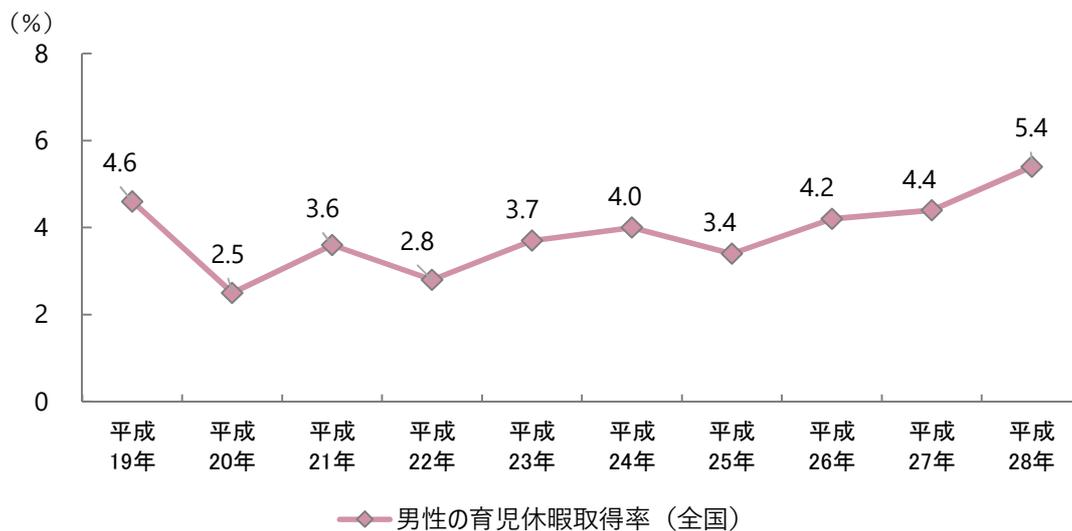
### (1) 育児休業の取得について .....

全国の女性の育児休業の取得率をみると、毎年8割を超えており高い水準で推移しています。一方、男性の育児休業の取得率は年々上昇傾向にあるものの、平成28年では5.4%と依然として低い状況にあります。

図表 12 女性の育児休業者割合（全国）



図表 13 男性の育児休業者割合（全国）



資料：雇用均等基本調査

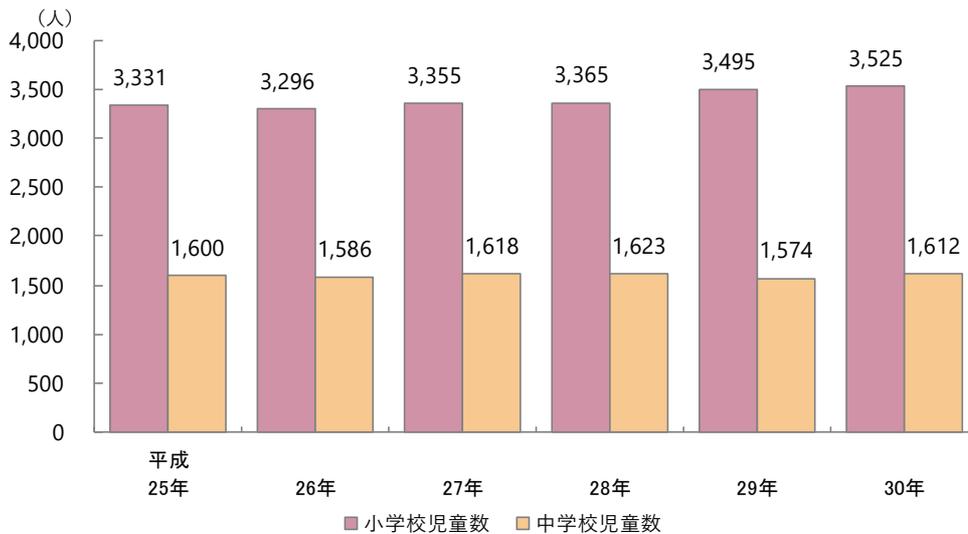
※平成23年の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の割合

## 6 学校、幼稚園、保育所の状況

### (1) 小学校、中学校の児童数の推移

小学校、中学校の児童数の推移をみると、小学校の児童数は微増傾向となっており、平成30年5月1日現在で3,525人となっています。中学校の児童数は平成25年以降約1,600人前後で横ばいとなっています。

図表 14 小学校、中学校の児童数の推移

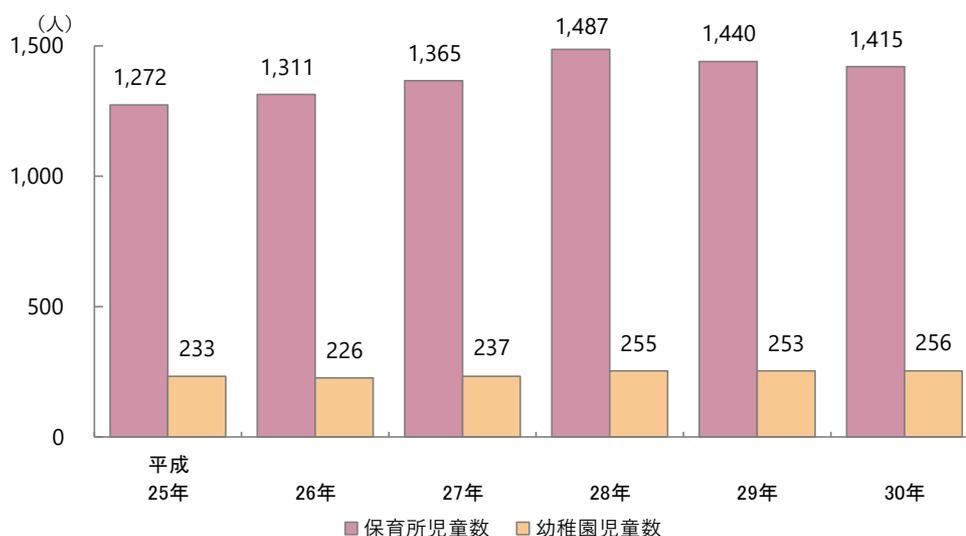


資料：学校基本調査他（各年5月1日現在）

### (2) 保育所、幼稚園の児童数の推移

保育所、幼稚園の児童数の推移をみると、保育所の児童数は平成28年を境に減少傾向に転じています。幼稚園の児童数は平成28年以降約250人で横ばいとなっています。

図表 15 保育所、幼稚園の児童数の推移



資料：学校基本調査他（保育所：各年4月1日現在、幼稚園：各年5月1日現在）

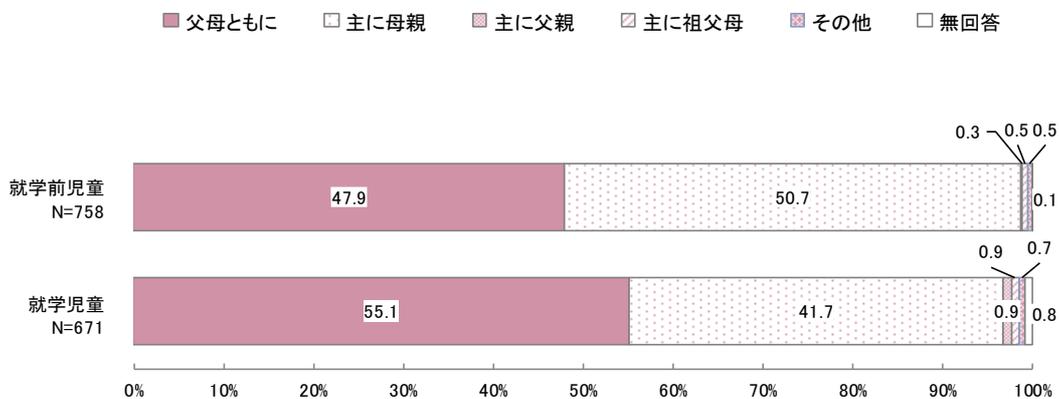
## 7 アンケートから見られる現状

### (1) 子育ての担い手

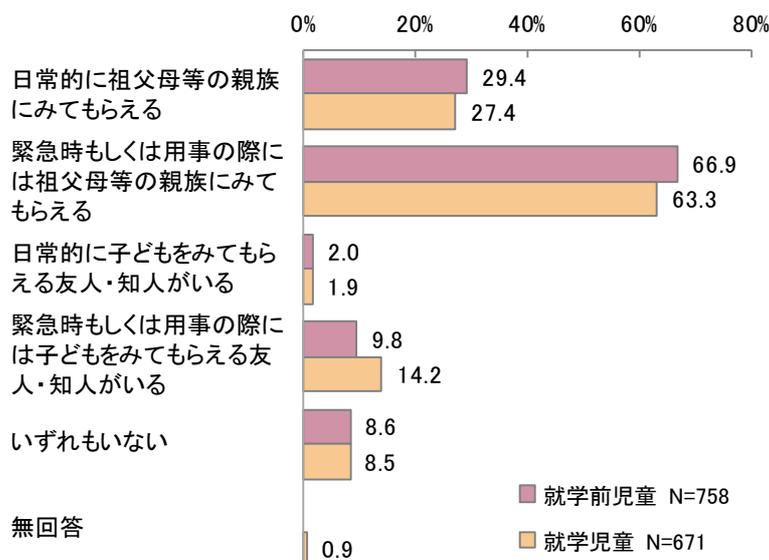
家庭内で子育てや教育を主に行っているのは、「父母ともに」という家庭が就学前児童で47.9%、就学児童で55.1%と最も多くなっています。また、日常的に子どもをみてもらえる親族がいる家庭は約3割、緊急時もしくは用事の際に子どもをみてもらえる親族がいる家庭は約6割強を占めており、多くの人が周囲のサポートを受けられる状態にあります。一方で、子育てを手助けする親族や知人がいない人も約1割程度みられます。

このような周りに助けてくれる人がいない子育て世帯が地域の中で孤立することのないよう、つながりのある地域社会を構築していく必要があります。

図表 16 子育てや教育に日常的に関わっている人



図表 17 日頃、お子さんの面倒をみてもらえる親族・知人はいますか

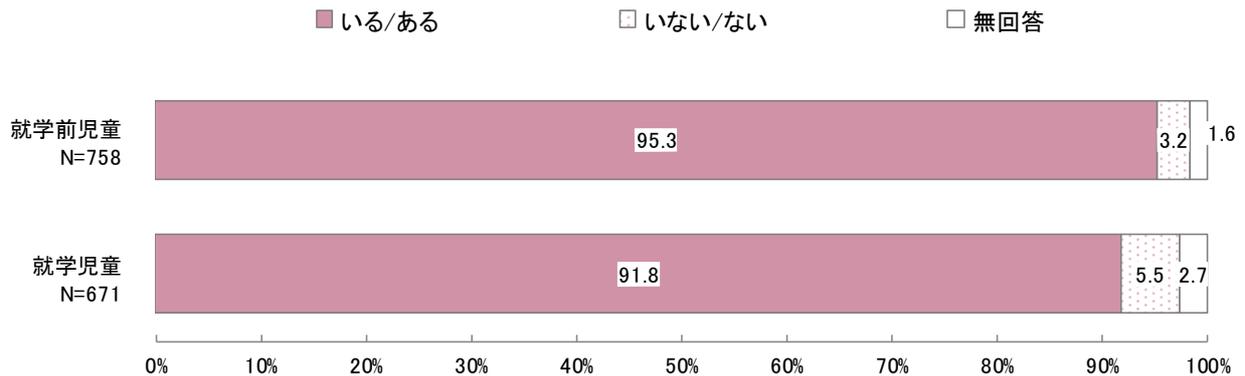


(2) **子育てや教育をする上で、気軽に相談できる人や場所** .....

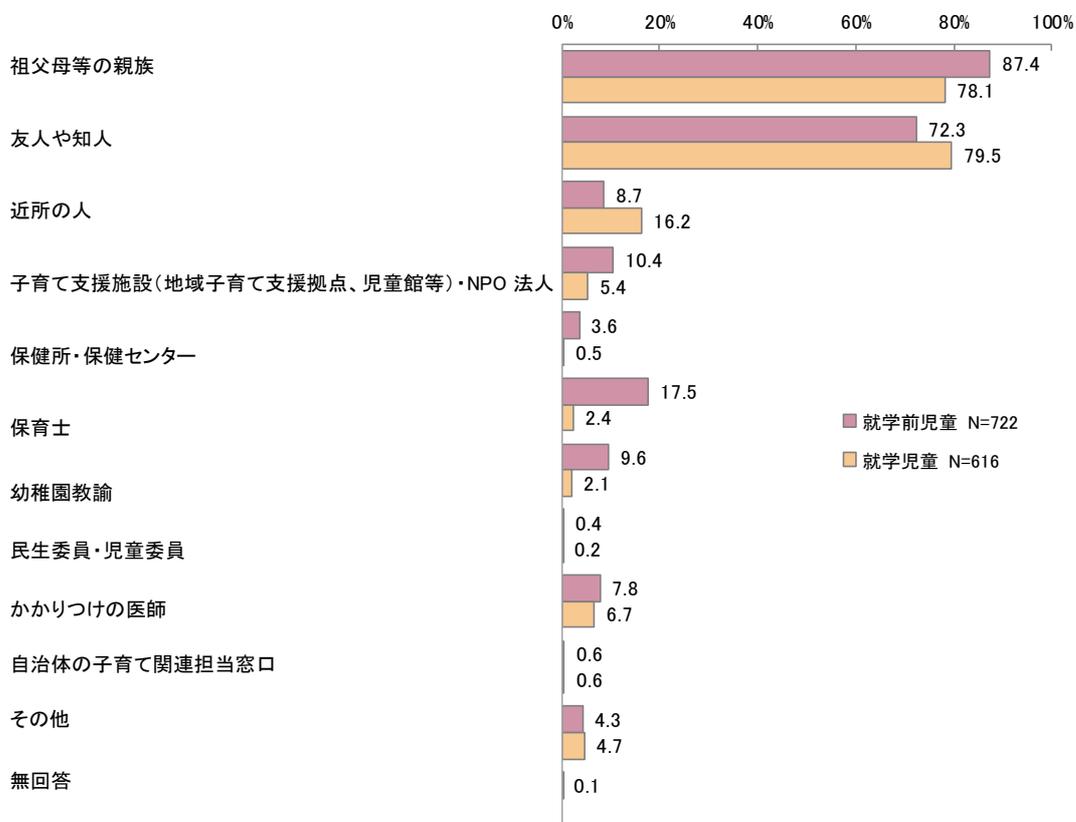
子育てや教育をする上で、気軽に相談できる人や場所が、「いる（ある）」人は9割を超えています。

相談者については、「祖父母等の親族」「友人や知人」が上位2項目としてあげられており、多くの人が身近な人に相談をしていることがうかがえます。

図表 18 子育てや教育をする上で、気軽に相談できる人や場所の有無



図表 19 子育てや教育に関して、気軽に相談できる人や場所

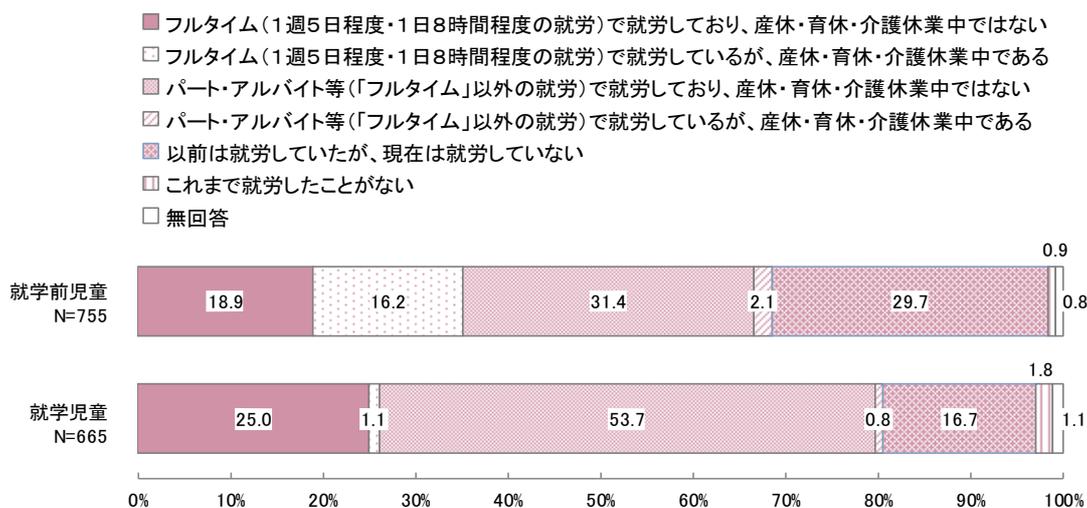


### (3) 保護者の就労状況

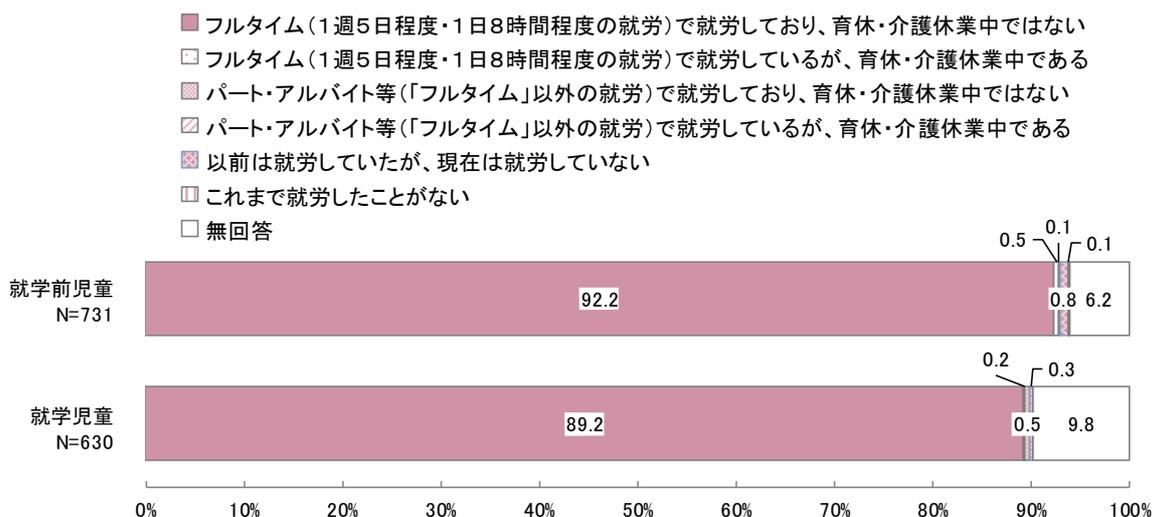
保護者の就労状況についてみると、母親については、就学前児童、就学児童ともに「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が最も多くなっています。また、就学前児童の約7割、小学生児童の約8割の母親が就労しています。

父親については、就学前児童、就学児童ともに就労している割合が約9割となっています。

図表 20 保護者の就労状況（母親）

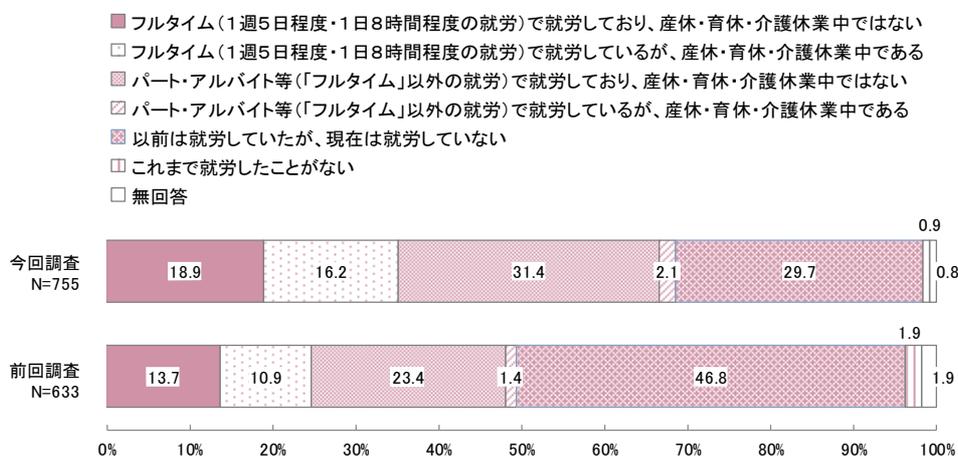


図表 21 保護者の就労状況（父親）



母親の現在の就労状況を前回調査と比較すると、就労している母親は68.6%と前回調査（49.4%）に比べて19.2ポイント増加しています。特にフルタイムで就労している人が10.5ポイントと増加しており、女性の社会進出が進んだことにより、フルタイムで就労している人が増えていることがうかがえます。

図表 22 母親の就労状況（前回調査比較）

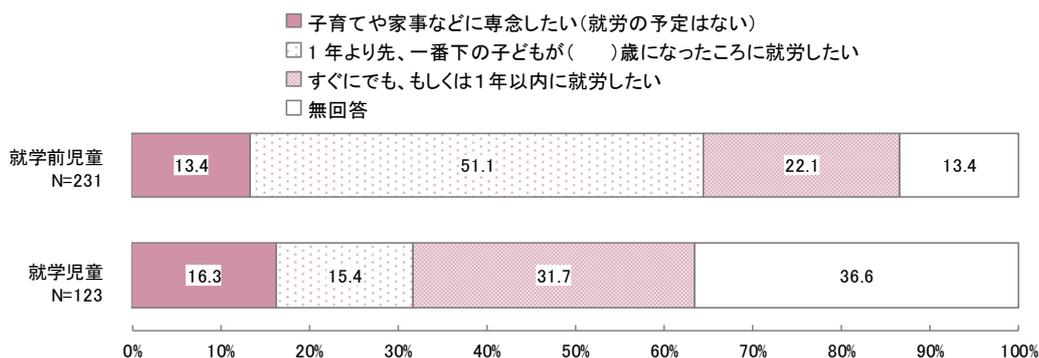


#### (4) 現在就労していない母親の就労希望

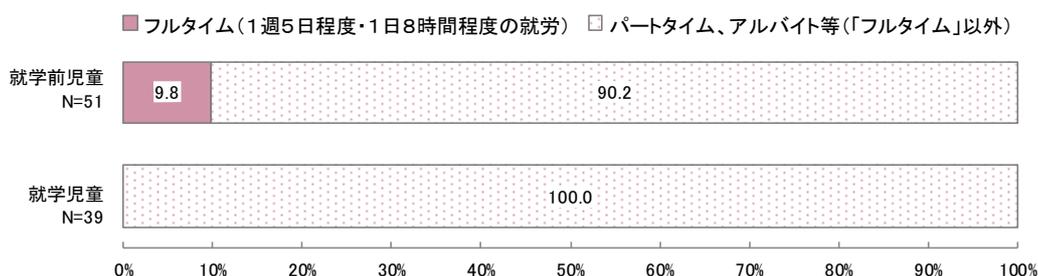
現在就労していない母親の就労希望についてみると、就学前児童では「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」が51.1%、就学児童では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が31.7%と最も多くなっています。

また、母親の希望する就労形態についてみると、「パートタイム、アルバイト等（「フルタイム」以外）」が就学前児童で90.2%、小学生児童で100.0%となっています。

図表 23 就労希望の有無



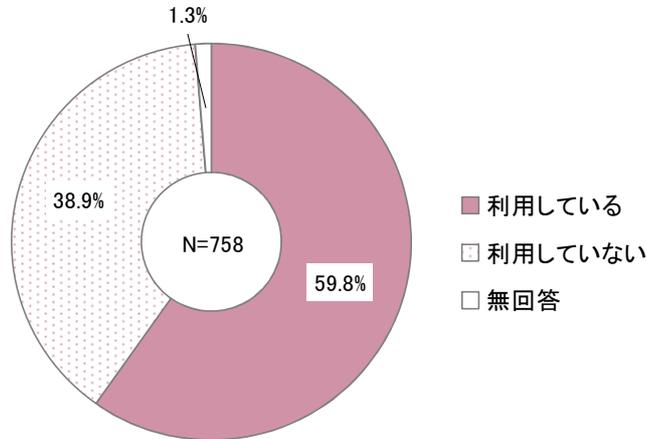
図表 24 希望する就労形態



(5) **教育・保育の利用状況と利用意向** .....

保育サービスの利用についてみると、「利用している」の割合が59.8%、「利用していない」の割合が38.9%となっています。

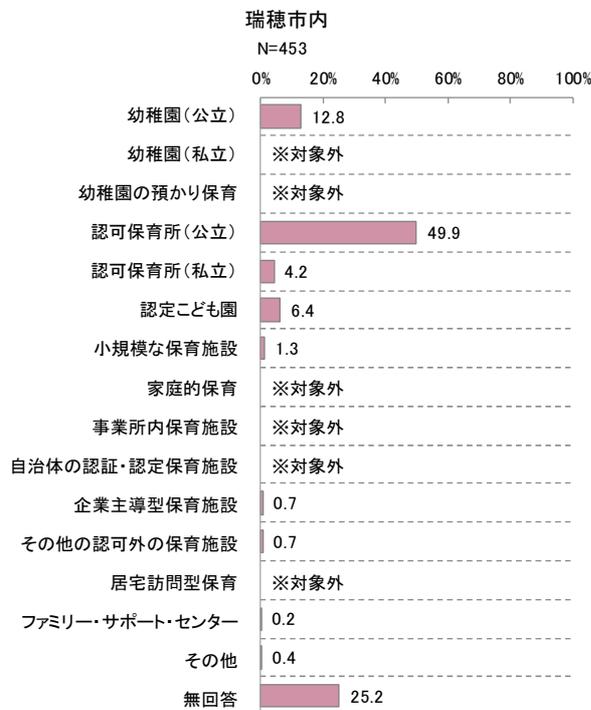
図表 25 幼稚園や保育所の利用状況



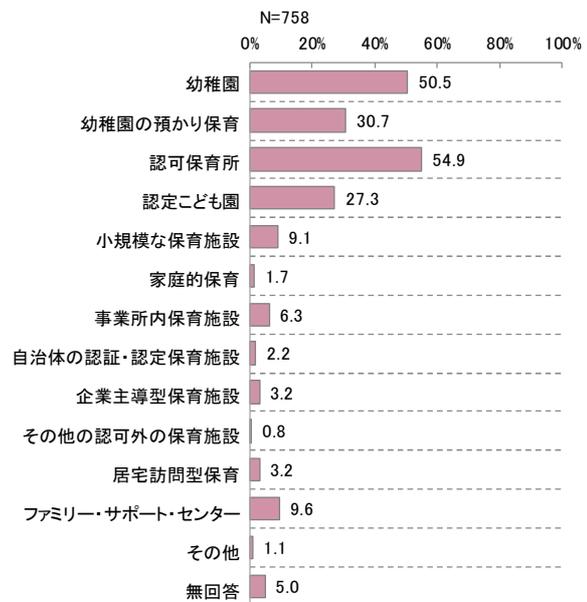
利用している保育サービスについてみると、瑞穂市内では「認可保育所」が49.9%と最も多く、次いで「幼稚園」が12.8%となっています。

今後利用したい保育サービスについては、「認可保育所」が54.9%と最も多く、次いで「幼稚園」が50.5%、「幼稚園の預かり保育」が30.7%、「認定こども園」が27.3%となっています。

図表 26 平日に利用している保育サービス



図表 27 今後利用したい保育サービス



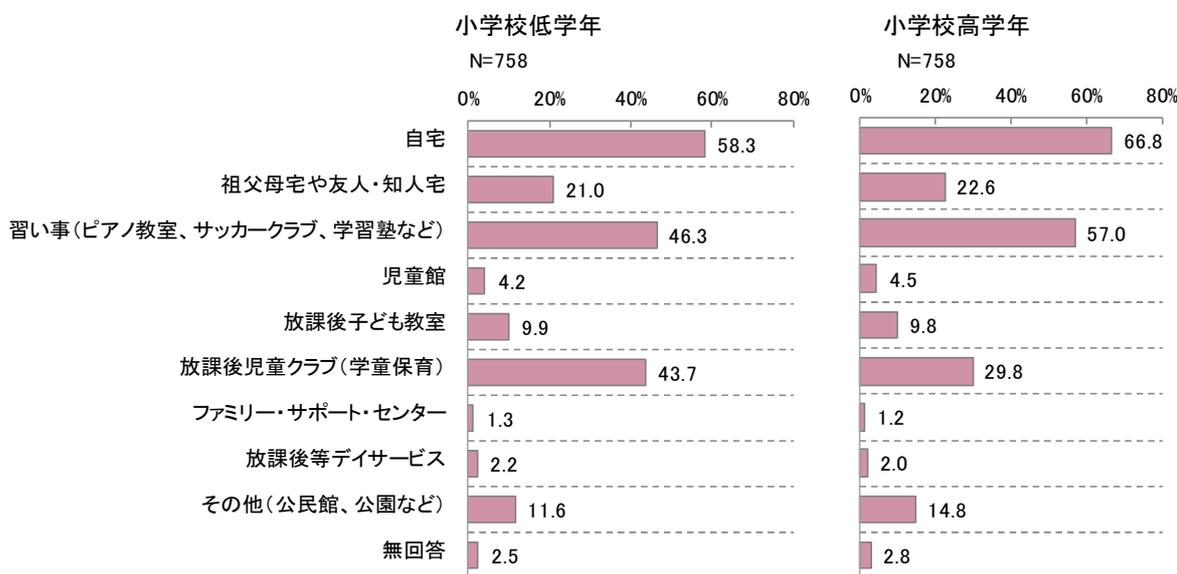
## (6) 放課後の過ごし方について .....

小学校低学年の放課後の過ごさせたい場所は、「自宅」が58.3%で最も多く、次に「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（46.3%）、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」（43.7%）の順となっています。

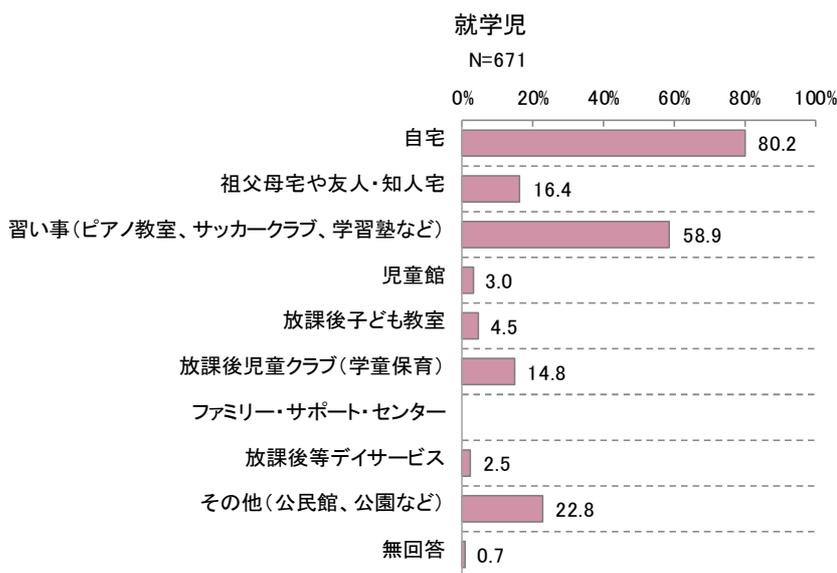
小学校高学年の放課後の過ごさせたい場所は、「自宅」が66.8%で最も多く、次に「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（57.0%）、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」（29.8%）の順となっています。

就学児の放課後の時間を過ごさせたい場所は、「自宅」が80.2%で最も多く、次に「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（58.9%）、「その他（公民館、公園など）」（22.8%）の順となっています。

図表 28 放課後の時間を過ごさせたい場所（就学前児童）



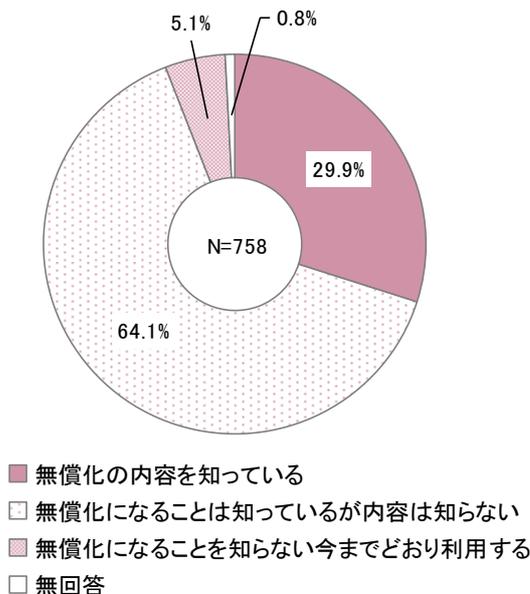
図表 29 放課後の時間を過ごさせたい場所（就学児）



(7) **幼児教育・保育の無償化について** .....

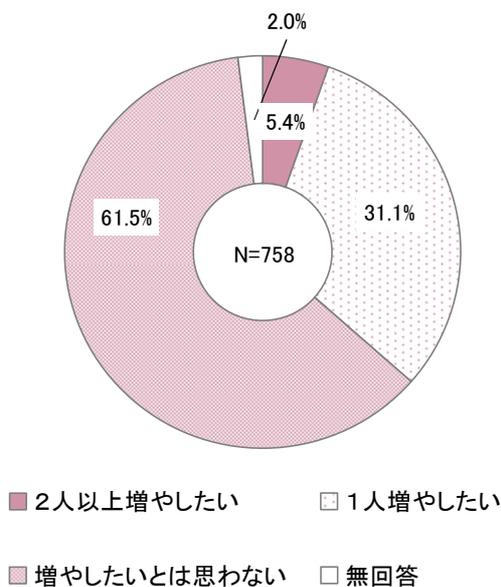
幼児教育・保育の無償化については、「無償化になることは知っているが内容は知らない」が64.1%で最も多く、次に「無償化の内容を知っている」が29.9%、「無償化になることを知らない今までどおり利用する」が5.1%となっています。

図表 30 幼児教育・保育の無償化について



無償化の実現により子どもの人数を増やすかについては、「増やしたいとは思わない」が61.5%で最も多く、次に「1人増やしたい」が31.1%、「2人以上増やしたい」が5.4%となっています。

図表 31 無償化の実現により子どもの人数を増やすかについて



## 8 「瑞穂市子ども・子育て支援事業計画」の評価

本市は、平成27年度から、「瑞穂市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援サービスの充実を図るための取り組みを行ってきました。計画で掲げた事業内容の達成状況は以下のとおりです。

### (1) 教育・保育事業 .....

#### ① 1号認定（教育認定：3～5歳児）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 計画値（人）	606	612	602	598	598
② 実績値（人）	234	655	629	605	-

#### ② 2号認定（保育認定：3～5歳児）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 計画値（人）	1,009	1,018	1,003	995	995
② 実績値（人）	1,091	1,127	1,067	1,030	-

#### ③ 3号認定（保育認定：0歳児）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 計画値（人）	42	42	42	71	71
② 実績値（人）	31	69	89	79	-

#### ④ 3号認定（保育認定：1・2歳児）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 計画値（人）	228	229	228	384	423
② 実績値（人）	291	355	349	351	-

(2) **地域子ども・子育て支援事業** .....

①時間外保育事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 計画値 (人)	197	197	196	195	195
② 実績値 (人)	136	151	202	174	-

②放課後児童健全育成事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 計画値 (人)	354	353	364	361	363
② 実績値 (人)	315	410	439	512	-

③子育て短期支援事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 計画値 (人)	20	20	20	20	20
② 実績値 (人)	1	0	14	4	-

④地域子育て支援拠点事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 計画値 (人)	28,712	28,697	28,618	28,603	28,618
② 実績値 (人)	23,688	28,800	24,144	21,840	-

⑤一時預かり事業

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 計画値 (人)	5,302	5,353	5,270	5,232	5,229
② 実績値 (人)	5,356	5,382	2,237	425	-

■保育所等における一時預かり

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 計画値 (人)	3,192	3,190	3,181	3,180	3,181
② 実績値 (人)	2,379	2,566	2,204	1,866	-

⑥病児保育事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 計画値 (人)	584	587	581	579	579
② 実績値 (人)	256	339	409	374	-

⑦ファミリー・サポート・センター事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 計画値 (人)	2,243	2,418	2,593	2,768	2,943
② 実績値 (人)	1,935	1,828	1,527	1,251	-

⑧利用者支援事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 計画値 (箇所)	1	1	1	1	1
② 実績値 (箇所)	0	0	0	1	-

⑨妊婦健康診査

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 計画値 (人)	674	670	670	673	671
② 実績値 (人)	659	659	670	603	-

⑩乳児家庭全戸訪問事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 計画値 (人)	613	609	609	612	610
② 実績値 (人)	613	561	567	578	-

⑪養育支援訪問事業等

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 計画値 (人)	61	61	61	61	61
② 実績値 (人)	30	28	12	13	-

## 9 瑞穂市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

本市の子どもをめぐる現状やニーズ調査の結果などから、子ども・子育て支援施策の充実に向けて、以下のような課題が考えられます。

### 1 総人口の増加と緩やかな少子化の進行

#### ● 現状と課題 ●

全国的に少子化や人口の減少傾向にあるなか、本市では人口の増加とともに児童数も増加傾向を示しています。しかしながら、本市においても男女とも20～30代の未婚率の上昇傾向がみられるとともに、合計特殊出生率は横ばい状態にあることから、将来的には子どもの数は減っていくことが予測されます。そのため、今後は中長期的な視点で保育施設等の環境の整備に努める必要があります。

### 2 女性の就業率の増加と保育ニーズの高まり

#### ● 現状と課題 ●

近年、本市の女性の就業率は上昇傾向にあり、アンケート調査結果からも前回調査に比べて就労している母親は20%程度増加しています。また、現在就労していない就学前児童をもつ母親も、子供の成長に応じて就労したいと考える方の割合が高くなっています。

今後母親の就労率の向上に伴い、保育のニーズも高まっていくことが想定されます。現在の保護者の就労状況や、今後の就労意向に対応できるよう、教育・保育の適切な量の確保を図るとともに、保育人材確保に努めるなど、利用者のニーズに応じた質の高いサービスを提供していく必要があります。

### 3 放課後の子どもの居場所づくり

#### ● 現状と課題 ●

近年、子どもが保育所から小学校に入学する際に、共働き家庭等の保護者が放課後の預け先が見つからず、仕事と子育ての両立が難しくなってしまう「小1の壁」という問題があります。

アンケート調査結果からは、児童の小学校入学後の放課後の過ごし方の希望について、低学年では「自宅」が最も多く、次いで「習い事」となっています。これらに続いて、「放課後児童クラブ（学童保育）」「その他（公民館、公園など）」となっています。

共働き世帯の増加や働き方の多様化により、子どもの放課後に対する保育ニーズも高まりをみせていることから、安全・安心な子どもたちの放課後の居場所を確保し、子どもたちの健全な育成と子育て家庭を支援する必要があります。

## 4 相談体制の充実

### ● 現状と課題 ●

主に子育てに関わっているのは母親であり、アンケート調査結果からは「気軽に相談できる人や場所がない」と答えた方も少なからずみられます。近年では母親の産後うつや育児不安などが問題となっており、母親に対するこころのケアが求められています。

子育てに関する悩みは人それぞれであり、相談することで解決したり、負担が軽減することもあります。また、子育ての悩みが深刻な状態にならないためにも、身近な場所で気軽に相談できるような機会や場をつくっていく必要があります。

## 5 仕事と子育ての両立支援

### ● 現状と課題 ●

共働き家庭の増加やライフスタイルの多様化が進む中、仕事と家庭生活・子育ての両立が課題となっています。

本市でも、子どもを持つ女性の就業率や就業意向が増加している中で、職場における仕事と子育ての両立支援が必要になっています。

また、全国的に見ても、女性の育児休暇の取得率は8割を超えており高い水準を示している一方で、男性の育児休暇の取得率は改善傾向にはあるものの5%台と低い状況にあり、仕事の忙しさや育児休業が取りにくい職場の雰囲気から父親の育児への関わりは低い状況にあります。

育児を支えるためには保育サービスだけでなく、企業における理解や配慮も不可欠なことから、今後は男性の働き方の見直しを含めた長時間労働の是正や利用しやすい育児休業制度の普及・定着を企業に働きかけるなど、仕事と子育てが両立できるための支援が必要となります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

子どもは未来を担うかけがえのない存在であり、子どもたちが笑顔いっぱい元気にかけまわる姿は何ものにも代え難く、私たち大人にとっては喜びや楽しみでもあります。

しかしながら、家族形態が多様化し、地域のつながりが弱まる中で、子育て中のお母さんの孤立化、未だ解消されない待機児童問題、さらには保護者の経済状況等による子どもの貧困問題、児童虐待をはじめとする子どもが被害者となる事故や犯罪など痛ましい事件なども多発しており、多くの子育て家庭が子育てへの不安感を抱いているのが現状です。また、近年共働き世帯が増加する中であって、仕事と家庭との両立（ワーク・ライフ・バランス）の重要性が高まっています。

このような状況の中、子育て家庭やこれから子どもを持つとする家庭が、楽しみながら出産・子育てができる環境づくりを整備するためには、行政をはじめとし、家庭、地域、事業所等が一体となって、みんなで力を合わせて子どもと子育て家庭を支援していかなければなりません。そして、一人ひとりが命の大切さ、家庭や子育ての大切さを考え、だれもが安心して子どもを生み、健やかに育てることができる地域社会を形成していく必要があります。そして、常に子どもの視点に立ち、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、子どもを大切にす環境づくりを進めることが重要です。

そのため、本計画においては、前計画の基本理念である「みずほ・未来の子どもたち21」～生きる力の循環するまちへ～を継承しつつ、より具体的な「みずほ・子どもたちとともに育つまち」～安全・安心な子育ての輪～を新たな基本理念に掲げます。子どもの健全育成と子育て家庭の支援に力を注ぎ、子育て家庭が安心して子育てができ、子どもたちとともに夢を持って成長できるまちをめざします。

#### 基 本 理 念

「みずほ・子どもたちとともに育つまち」  
～安全・安心な子育て支援の輪～

## 2 基本目標

子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変わってきている現在、地域社会全体で子ども・子育て支援を実施する、新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。この計画では、次の3つを基本的な目標として「子ども・子育て支援新制度」における子育て支援施策を推進していきます。

### 基本目標 1

#### 一人一人の子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

そのため、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。

### 基本目標 2

#### 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

また、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、安心して子どもを預けられる環境づくりやきめ細やかな相談体制の充実、子育て情報の提供とともに、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

### 基本目標 3

#### 子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。

更に、障がい、疾病、虐待、**ひとり親家庭**、**子どもの貧困**など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対する、育児や生活に関する相談・情報の提供など総合的な支援に努めます。

### 3 施策の体系

## 基本理念

「みずほ・子どもたちとともに育つまち」く安全・安心な子育て支援の輪く

#### 基本目標 1

##### 一人一人の子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

施策目標・施策

- (1) 就学前教育・保育の充実
  - ① 認定こども園の普及
  - ② 教育保育の質の向上
  - ③ 幼稚園教諭・保育士の資質の向上
  - ④ 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実
- (2) 放課後児童健全育成事業の推進
  - ① 放課後児童クラブの充実
- (3) 多様な保育サービスの充実
  - ① 延長保育の実施
  - ② 保育所一時預かり事業

#### 基本目標 2

##### 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

施策目標・施策

- (1) 3歳未満児の待機児童の解消
- (2) 情報提供・相談体制の充実
  - ① 利用者支援
  - ② 地域の子育て支援拠点づくりの取り組み
- (3) 母と子の健康の支援
  - ① 妊婦健康診査
  - ② 病児・病後児保育
- (4) **仕事と生活の調和の実現をめざした環境づくり**

#### 基本目標 3

##### 子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

施策目標・施策

- (1) 地域での子育て支援の充実
  - ① ファミリー・サポート・センター事業
  - ② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）
  - ③ 乳児家庭全戸訪問事業
- (2) 支援の必要な子ども・子育て家庭への支援の充実
  - ① 養育支援訪問事業
  - ② 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

## 第4章 施策の展開

### 1 一人一人の子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

#### (1) 就学前教育・保育の充実

##### ■ 認定こども園の普及

認定こども園は、就学前教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育園機能を併せ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設です。

本市では、保護者の就労状況に関わらず入園が可能で、すべての子どもに質の高い教育・保育が提供され、保護者ニーズにも応えることができる認定こども園の普及に向け検討していきます。

##### ■ 教育保育の質の向上

乳幼児期は生涯に渡る人間形成の基礎が培われる最も重要な時期です。乳幼児期の重要性や、特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達を保障することが必要です。また、家庭における教育力が低下する中、今後ますますの就学前教育・保育が重要となっています。

##### ■ 幼稚園教諭・保育士の資質向上

就学前教育・保育の基本理念のもと、幼稚園教諭・保育士が共に、本市のすべての子どもの健やかな育ちに向けて、今までの研修体制を見直し、より効果的な実施方法の検討を行い、研修計画を策定します。

また、幼稚園教諭と保育士の合同研修や、人事交流を通じて、教育・保育の共通理解を深め、実践につなげます。

##### ■ 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

文部科学省の調査によると、公立小中学校の通常学級に発達障害のある児童生徒が6.5%在籍していると推定されています。現在、幼稚園、保育所に通う選択をした場合、年齢ごとのクラス分けで障害の有無に関係なく、同じクラスで生活しています。

そのような中、一人一人の多様な教育・保育ニーズに応じるため、子供の特性や実態に把握、個別の指導計画の作成・活用に努め、職員の共通理解のもと支援を行っています。

更なる関係機関との連携のもと、長期的な視点に立った個別の教育支援計画の充実を目指し、支援の必要な子どもやその保護者一人一人に寄り添えるような教育・保育が実施できるよう、発達障がい等に関する基礎的な知識・対応技能を習得できる研修・指導体制を整えます。

## (2) 放課後児童健全育成事業の推進 .....

### ■ 放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

市内の小中学校区において引き続き放課後児童クラブを実施し、安定的な運営と児童への保育の質の向上に取り組み、放課後児童クラブを利用する児童が心身ともに健やかに育成されるよう努めます。

また、余裕教室の活用等による施設確保や、入所定員の弾力運用により待機児童の発生防止に努めます。さらに、保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう民間事業者等の活用を検討します。

## (3) 多様な保育サービスの充実 .....

### ■ 延長保育の実施

保護者の就労形態の多様化に伴う延長保育の需要の対応するため、開所時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

今後は、現在の提供体制を維持しながら、延長保育未実施園に関して、当該事業の普及促進を図っていきます。

### ■ 保育所一時預かり事業

保護者のパート就労や、病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。既存保育所に対して、一時預かり事業の実施について働きかけを行い、実施園の増加に取り組みます。

## 2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

### (1) 3歳未満児の待機児童の解消

就労形態の多様化などに伴う多種多様な保育ニーズに対応し、民間保育所の誘致や保育所定員の拡大を検討するなど待機児童の解消を図ります。また、地域型保育事業で対応することも検討していきます。

### (2) 情報提供・相談体制の充実

#### ■ 利用者支援

市役所の窓口において、子ども及び保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。

支援の実施に当たっては、子育て家庭の個別ニーズを把握し、関係機関と連携して教育・保育施設及び、地域子育て支援事業等の情報を集約し、提供します。

また、職員研修により、支援者の育成と資質向上に努めます。

#### ■ 地域の子育て支援拠点づくりの取り組み

市内の地域子育て支援センターでは、地域の子育て支援拠点として、就学前までの親子が自由に遊び、交流できる場を提供するとともに、子育て相談を行っています。また、子育てに関する情報の提供や、子育てや子育て支援に関する講習等を実施しています。

子育てに関する情報は、子育て不安や、負担の軽減を図るため、情報誌やホームページなど様々な媒体を通じて迅速でわかりやすく提供します。また、誰でも気軽に相談でき、育児に関する正しい情報が入手できるように相談体制の充実を図ります。

### (3) 母と子の健康の支援

#### ■ 妊婦健康診査

妊婦が受ける健康診査（妊婦健康診査）に係る費用を一部助成することにより、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保していきます。

#### ■ 病児・病後児保育

病児・病後児保育については、保護者のニーズなどを把握しながら実施に向けて検討していきます。

#### (4) **仕事と生活の調和の実現をめざした環境づくり** .....

仕事と生活の両立に向けた働き方の見直しを進めるため、広く意識の啓発を図り、男性の仕事中心意識の見直しに向けた啓発に努めます。

また、企業等に対し、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する先進的な取り組み事例や必要性等に関する情報提供と理解普及に努め、両立支援に向けた企業等の取り組みを促進し、育児・介護休暇を取得しやすい職場環境づくりの整備促進について働きかけを図っていきます。

### 3 子育て家庭を地域のみんで支える環境づくり

#### (1) 地域での子育て支援の充実 .....

##### ■ ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、子育ての応援をして欲しい人（依頼会員）と子育てを応援したい人（提供会員）が会員となって、送迎や一時的な子どもの預かりなどの援助活動を行う組織です。

育児と仕事の両立支援を推し進めるとともに、地域における子育て力の一層の向上を図るため、幅広い層への事業の周知を図り、会員増と活動件数の増大につなげていきます。

##### ■ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

市内の地域子育て支援センターにおいて、親と子が気軽に集い、交流し、親も子どもも共に学び、成長していくことができる機会を一層充実して、子育ての不安感等を軽減します。

また、関係機関や子育て支援団体などとの連携を図り、地域全体で子どもの育ち・親の育ちを支援していきます。

##### ■ 乳児家庭全戸訪問事業

乳幼児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいるご家庭に助産師が訪問する事業です。訪問者は、子育てに関する情報を提供するとともに、保護者から育児に関する話をお聴きすることで、育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てができ、赤ちゃんが健やかに成長できるように支援します。

訪問以降も継続して支援が必要な家庭には、関係課と連携を図り支援していきます。

#### (2) 支援の必要な子ども・子育て家庭への支援の充実 .....

##### ■ 養育支援訪問事業

児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、ヘルパーなどによる育児・家事の援助や保健師、臨床心理士、保育士など専門職の訪問による相談や指導などの支援を行います。

養育が困難な家庭への早期支援、継続支援は虐待予防に重要な役割を果たしているため、今後も関係機関と連携を図りながら事業を展開していきます。

## ■ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）では、児童の保護者が、出産や病気などの社会的事由で一時的に家庭において養育が出来ない場合に児童福祉施設等で養育保護をします。

最近では、育児疲れによる利用も増えており、関係機関と連携して支援するなど、よりきめ細やかな対応が必要になってきています。

今後は事業のより一層の周知を図るとともに、それぞれの家庭のニーズに対応できるよう継続実施していきます。

### 1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「瑞穂市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとしします。

なお、4章の「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとに量の見込みと確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとしします。

### 2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携、において、児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

## 1 瑞穂市附属機関設置条例

平成 20 年 9 月 30 日

条例第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定 により、法律又は他の条例に定めがあるものを除くほか、市が設置する附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市に別表に定めるところにより、執行機関の附属機関を置く。

(担当事務)

第 3 条 附属機関は、執行機関の諮問等に応じて、それぞれ別表に掲げる担任する事務について、調査、審議等(以下「審議等」という。)を行うものとする。

(組織)

第 4 条 附属機関の委員は、それぞれ別表に掲げる定数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の委員選任基準に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、別表に掲げる期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 執行機関は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(専門委員)

第 6 条 附属機関は、特別な事項を審議等するときは、附属機関の中に、又は別に、専門委員を委嘱することができる。

2 専門委員は、当該審議等が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長等)

第 7 条 附属機関に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は、附属機関の会議(以下「会議」という。)を招集し、その会議の議長となるほか、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 8 条 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第 9 条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、

また、同様とする。

(庶務)

第 10 条 附属機関の庶務は、別表に定める部又は課において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に附属機関の委員(瑞穂市次世代育成支援行動計画推進協議会の委員を除く。)である者は、この条例により委嘱されたものとみなし、その任期は、旧条例等の規定による残任期間とする。

3 この条例の施行の際、現に瑞穂市次世代育成支援行動計画推進協議会の委員である者は、この条例により瑞穂市次世代育成支援対策協議会の委員に委嘱されたものとみなし、任期は、その残任期間とする。

4 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例(平成 30 年瑞穂市条例第 19 号)の施行の日から平成 33 年 8 月 20 日までに新たに瑞穂市障害者自立支援協議会の委員になる者の委員の任期については、同条例による改正後の別表の規定にかかわらず、同日までとする。

5 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例(平成 30 年瑞穂市条例第 24 号)の施行の日から平成 32 年 3 月 31 日までに瑞穂市行政不服審査会又は瑞穂市いじめ調査委員会の委員になる者の委員の任期については、同条例による改正後の別表の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則(平成 20 年 12 月 25 日条例第 42 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 26 日条例第 2 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 24 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日条例第 3 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 8 月 27 日条例第 26 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に瑞穂市次世代育成支援対策協議会の委員である者は、第 2 条の規定による改正後の瑞穂市附属機関設置条例第 4 条第 2 項により委嘱されたものとみなし、任期は、その残任期間とする。

附 則(平成 22 年 12 月 17 日条例第 35 号)

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月 24 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 30 日条例第 13 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 20 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 27 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 20 日条例第 32 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表市長の瑞穂市総合計画策定審議会の項の改正規定については、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 19 日条例第 6 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に瑞穂市次世代育成支援対策協議会の委員である者は、この条例により瑞穂市次世代育成支援対策協議会の委員に委嘱されたものとみなし、任期は、その残任期間とする。

附 則(平成 26 年 3 月 18 日条例第 10 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 24 日条例第 6 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 24 日条例第 4 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

2 この条例第 1 条による改正後の瑞穂市附属機関設置条例別表の規定による瑞穂市行政不服審査会の委員の任命のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、施行日前になされた行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)の規定による不服申立てに係る申請、決定その他の手続については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 24 日条例第 8 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に瑞穂市要保護児童対策地域協議会の委員である者の委員の任期は、この条例による改正後の瑞穂市附属機関設置条例の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 12 月 26 日条例第 27 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 10 月 25 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 22 日条例第 15 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表市長又は教育委員会の項の次に 1 項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 26 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 10 月 1 日条例第 19 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に瑞穂市障害者自立支援協議会の委員である者は、この条例による改正後の別表の規定により瑞穂市障害者自立支援協議会の委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、平成 33 年 8 月 20 日までとする。

附 則(平成 30 年 12 月 21 日条例第 24 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に瑞穂市行政不服審査会又は瑞穂市いじめ調査委員会の委員である者は、それぞれこの条例による改正後の別表の規定により瑞穂市行政不服審査会又は瑞穂市いじめ調査委員会の委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、平成 30 年 12 月 31 日までとする。

別表(第 2 条関係)

付属機関の属する執行機関	付属機関名	担当する事務	委員定数	委員選任基準	委員の任期	庶務担当部課名
教育委員会	瑞穂市次世代育成支援対策協議会	次世代育成支援行動計画の策定及び推進並びに子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するために必要な事項について調査審議すること。	20 人以内	識見を有する者 保健・医療・福祉・教育・地域活動団体等次世代支援又は、子ども・子育て支援に関係する者 市内に居住し、市内の事業所に勤務し、又は市内の大学に在学する 18 歳以上の者 その他教育委員会が適当と認める者	2 年	教育委員会 幼児支援課

## 2 第2期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画 策定経過

開催日	審議内容等
平成30年3月26日	平成29年度第1回 瑞穂市次世代育成支援対策協議会 (1) 委嘱状の公布 (2) 会長・副会長の選任 (3) 瑞穂市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて
平成31年1月9日	平成30年度第1回 瑞穂市次世代育成支援対策協議会 (1) 瑞穂市子ども・子育て支援事業計画における平成29年度の事業実績について (2) 第2期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るニーズ調査(アンケート調査)について
平成31年2月4日～ 平成31年2月18日	子ども・子育て支援に関するアンケート調査を保護者を対象に実施 就学前児童 配布数 1,400人 回収数 758 回収率 54.1% 就学児童 配布数 1,400人 回収数 671 回収率 47.9%
令和元年6月21日	令和元年度第1回 瑞穂市次世代育成支援対策協議会 (1) 瑞穂市子ども・子育て支援事業計画における平成30年度の事業実績について (2) アンケート調査結果について
	令和元年度第2回 瑞穂市次世代育成支援対策協議会 (1) (2)
	令和元年度第2回 瑞穂市次世代育成支援対策協議会 (1) (2)

### 3 瑞穂市次世代育成支援対策協議会 委員名簿

	区分	氏名	職名簿
	子ども子育て支援に関する団体（労使）	大橋 香	大垣共立銀行 人事部 人事企画課
	地域活動団体	大平 高司	瑞穂市自治会連合会代表
	子ども子育て支援に関する団体	加藤 沙織	ほづみ幼稚園 PTA代表
	福祉関係者	加藤 藤子	瑞穂市民生児童委員協議会代表
	教育関係者	加納 精一	清流みずほ認定こども園 園長
副会長	福祉関係者	河村 岳昌	瑞穂市社会福祉協議会
	福祉関係者	菊井 愛	岐阜県中央こども相談センター 家庭支援課 係長
	保健・医療関係者京	京極 章三	もとす医師会代表
	子ども子育て支援に関する団体	梶浦 良子	NPO 法人キッズスクエア瑞穂 理事長
	子ども子育て支援に関する団体	杉田 真由美	清流みずほ認定こども園 保護者代表
	市民代表	棚瀬 満理子	公募委員
会長	識見を有する者	西垣 吉之	中部学院大学 教授
	市民代表	服部 幸彦	公募委員
	教育関係者	武藤 輝夫	瑞穂市青少年育成推進員
	子ども子育て支援に関する団体	吉田 佳央里	瑞穂市保育所保護者会代表

## 4 用語解説 (50 音順)

### 【あ行】

#### 預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。

#### 生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」の3つの要素からなる力。

#### NPO

民間非営利組織、ノンプロフィット・オーガニゼーション (Non-Profit Organization) の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成 10 年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格 (特定非営利活動法人) の取得が容易になった。

### 【か行】

#### 協働

市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。

### 【さ行】

#### 社会資源

生活する上での様々なニーズや問題の解決のために使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的・人的資源等の総称。

#### 小規模保育

0～3歳未満児を対象とした、定員6人～19人の少人数保育。

#### ショートステイ事業

保護者が疾病やその他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度。

### 【た行】

#### トワイライトステイ事業

保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる制度。

## 【な行】

### 認可保育所

保護者や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設。

### 認定こども園

保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設。

### 認可外保育施設

児童福祉法第 39 条に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第 35 条第 4 項の規定に基づく認可を受けていない保育施設。乳幼児の定員が 6 人以上の施設など、一定の条件を満たすものは市町村への届出が必要となる。

## 【は行】

### 保育所保育指針

保育の内容やこれに関連する運営等について国が定めたもの。



## 第2期瑞穂市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 : 令和2年3月

編集・発行 : 瑞穂市 幼児支援課

〒501-0392

岐阜県瑞穂市宮田 300 番地 2

電話 : 058-327-2147

F A X : 058-327-2105

---